

鯖江市吉川小学校 いじめ防止基本方針 【様式1】

令和7年4月1日 策定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」とそうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、鯖江市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめ防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

(注1)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指します。

(注2)「心理的な影響」とは、仲間はずれや集団による無視など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも指します。

(注3)「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味します。

3 いじめの防止等のための具体的な取り組み

(1)「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育の推進

教師が積極的に児童の良いところを見つけほめることで、児童の多面的な能力を引き出し、自分を大切にする心を育てます。そして、児童同士が互いに認め合う人間力を高めます。

【具体的な取り組み例】帰りの会のスピーチを利用した「友だちのいいところを伝え合う」活動。校内放送や全校集会でのほめる活動。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解など、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。異年齢集団（吉川の子グループ）による、体育大会の応援合戦、清掃、お楽しみ会などを通して、高学年児童全員が、「お世話をした」「お世話ができた」という経験をし、他者から認められている、他者の役に立っているという自己有用感を育てます。それを、同学年で活動時の思いやりや助け合いの心につなげていきます。また、低学年の児童には、感謝の気持ちやお世話のできる高学年を目指す気持ちをもたせます。ただし、活動の際には、準備の時間を十分とり、高学年児童が自信をもって行動できるよう配慮します。

【具体的な取り組み例】異年齢集団（吉川の子グループ）による、体育大会の競技、応援合戦、清掃、お楽しみ会

○体験活動の充実

遠足や宿泊学習、修学旅行での集団行動体験、生活科や総合的な学習の時間での多様な体験の中での児童の心の触れ合いを通じ、児童間の結びつきを深め、ともに喜び感動する心を育てます。

○道徳教育の推進

夢へのパスポートを活用し、発達段階に応じた人との関わりに関する内容を通して、思いやりの心や認め合う心、感謝の心を育てます。また、身近な地域でのあいさつ運動等を通して互いのつながりを深めるなど、地域ぐるみで豊かな心を育む道徳教育を実践していきます。

【具体的な取り組み例】光道園との交流（福祉体験クラブ）

○命を大切にする教育の推進

授業や親子の対話、様々な外部講師の方の話を聞くことにより、自分がかげがえのない存在であることに気づき、思いやりや命を大切にする心を育てます。

【具体的な取り組み例】各学年による、講師を依頼しての「命の授業」の実践

○読書教育の推進

授業での学校図書館の活用や朝の読書活動、地域の方の読み聞かせ活動などにより、児童の読書習慣の定着を図り、豊かな心を育てます。

【具体的な取り組み例】図書ボランティアによる「読み聞かせ」活動

○ふるさと教育の推進

ふるさと鯖江（吉川地区）の先人や郷土の歴史、自然や伝統、産業などを学ぶことに加え、地域への積極的な参加や行動する体験を充実し、地域に感謝の心で活動する児童や、ふるさと鯖江（吉川地区）に誇りや愛着を持ち、新たな活力を生み出す人材を育成します。

【具体的な取り組み例】地域行事（10月・吉川ふれあい祭り）への参加

（２）学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取り組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善に努めます。

○評価項目【例】

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校や家庭以外にも相談できる機関があることを知っている
- ・定期的にあるアンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取り組みを、自校のホームページや学年通信等で、児童や保護者に周知している。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的の実施する等、子供の不安等を把握する取り組みを行っている。

【教職員】

- ・児童の人権意識を高めるような取り組みを心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談等を実施している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。

（３）いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行います。いじめの疑いの情報があつた時には、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生

徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を協議し、その具体的な活動を組織的に計画、実施します。

いじめ対策委員会は、原則隔週木曜日に、校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・学年主任・教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラー等で行います。ただし、迅速な対応が必要な場合は、この限りではありません。

○わかる授業づくり

本校では、学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやかからかいなどが、児童の学習意欲を低下させ、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になり、ストレスがいじめにもつながると考えます。そこで、すべての児童が参加・活躍できる、学習内容がわかる授業づくりのため、授業のユニバーサルデザイン化に取り組むとともに、児童が楽しく学べる授業づくりに努めます。

○規律正しい態度の育成

話の聞き方や発表の仕方、姿勢、時間を守る、言葉遣いなど基本的な授業規律や学級の秩序の確立を通して、児童が安心して居られる「心の居場所づくり」に努めます。

○いじめの起さない学校・学級づくりの推進

集団の一員としての自覚や態度を育てるために、各種行事や係・委員会活動など児童が主体となり、子ども同士と一緒に活動できる場を多く設定し、互いに認め合い、励まし合う「仲間づくり」の場づくりに努めます。また、朝の会や集会で日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」、「はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定している」との雰囲気を学級・学校全体に醸成するよう努めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動などの場を活用して、いじめ撲滅運動や命の大切さを呼びかける活動など、児童自らが考えることのできる主体的な活動の充実を推進します。

○専門家との連携の構築

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる指導助言のもと、児童や保護者、教職員などにカウンセリングを行う体制を構築し、不安やストレスを取り除くための相談しやすい環境づくりに努めます。

○インターネットやスマートフォン等に関する指導

インターネットやスマートフォン等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、児童や保護者の意識を高める機会を設けます。児童に対してインターネット上のいじめについては、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行います。保護者に対しても「吉川スマートルール」を広め、家庭でのルールづくり等の啓発を行います。積極的に警察の「ひまわり教室」や外部機関の講座などを活用し、児童自らがネットのルール作りをする機会を設けます。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・能登半島地震により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめの対処方針や年間指導計画、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民などへの理解や協力を求めます。

（４）いじめの早期発見

○児童の些細な変化に気付き、積極的にいじめを認知

毎朝の健康観察において、一人一人の顔を見て声を聞くなど、児童の表情やしぐさをきめ細かく観察し、わずかな変化に対していじめの兆候ではないのかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックとアンケートの実施

生活チェック表を書く、毎月いじめアンケートを実施する、学校評価（いじめに関する項目を含む）を書くことを定期的に行い、学級担任が確認することにより、いじめの早期発見に努めます。また、これらの報告をもとにいじめ対策委員会を開きます。

○児童の様子を教員が共有する

職員会議及び原則隔週木曜日に行ういじめ対策委員会において、欠席が3日以上の子児童や気配りが必要な児童などについて、報告し合い、全教職員の共通理解と協力のもと、いじめや問題行動等の未然防止に努めます。

○教育相談活動の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、「家庭・地域・学校協議会」の委員の方々や各種団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

(5) いじめの早期対応と情報の共有

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有（原則隔週木曜日のいじめ対策委員会を実施）するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案・対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童・いじめが起きた集団への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。いじめを見ていた児童には、臨時の学級活動や集会等を通して、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度が行き渡るようにします。

○外部人材の活用と関係機関との連絡

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

○いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること

（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）

②被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと

（被害者本人および保護者に対し面談等により確認する）

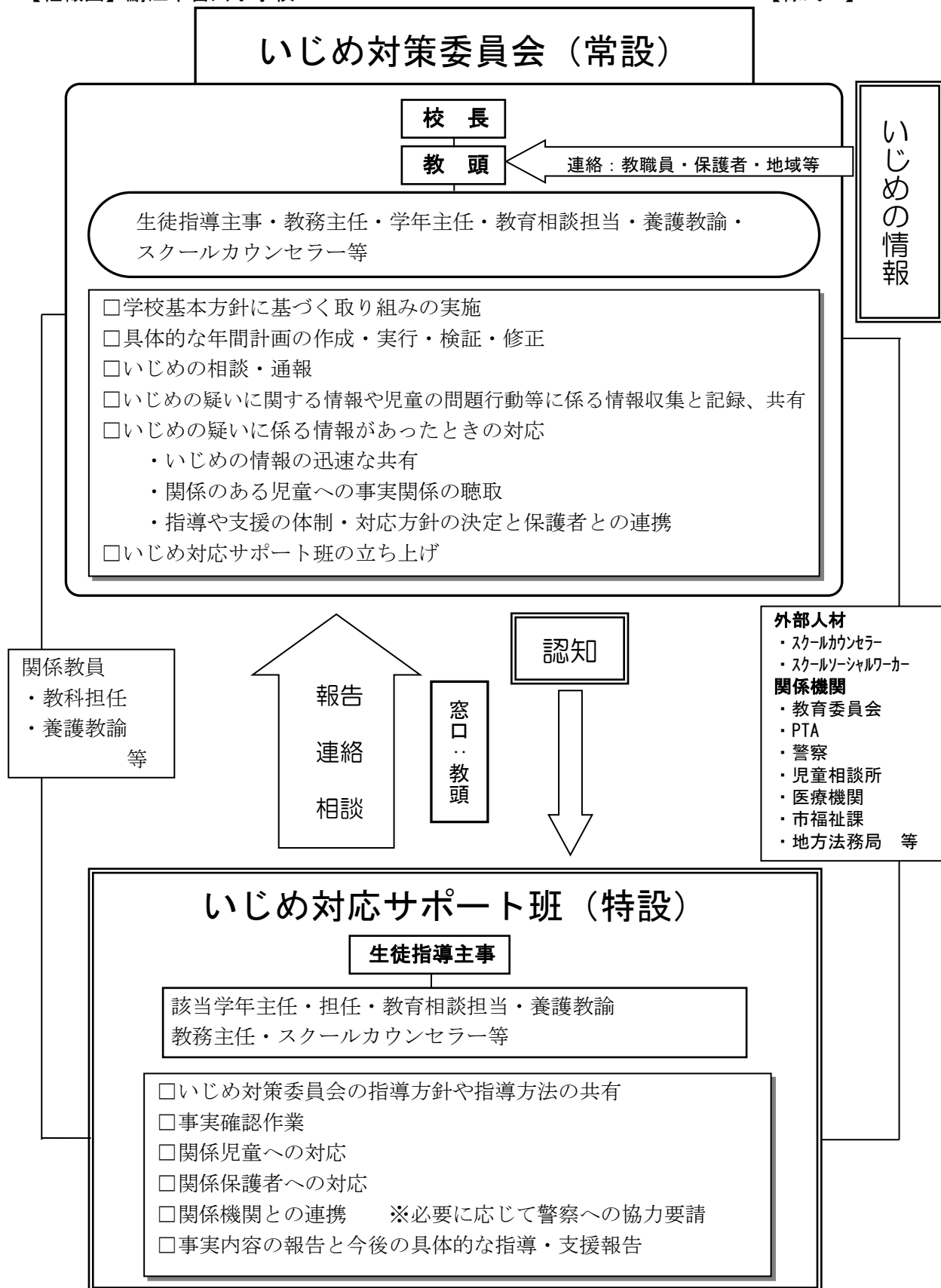
(6) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な事態が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係把握、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

(7) 学校いじめ防止基本方針の見直し

基本方針が適切に機能しているかをいじめ対策委員を中心に点検し、必要に応じて見直します。



【いじめ対策の年間行動計画】〔4～9月〕

鯖江市吉川小学校【様式3】

	教員の動き等	児童の主な活動（案）						
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	
4月	いじめ対策委員会 (原則隔週木曜日) (基本方針確認・年間計画策定) ・定期的に状況把握 職員会議 (年間計画周知・教職員意識点検) ホームページ (基本方針の公表) (いじめ対応サポーター班) ・起きたときに即対応 いじめアンケート	1・2 年なかよくなるう会				縦割り班活動 ・リーダー養成		
		学校畑活動						
		縦割り班活動(吉川の子グループ)開始 ・清掃活動　・体育大会　・なかよくなるう会　・仲間づくり　・リーダー						
			どんぐりの森活動					
5月	いじめ対策委員会 (原則隔週木曜日) ・アンケート調査や日々の観察報告をもとに、定期的に状況把握 いじめ対応サポーター班 ・起きたときに即対応 【各月共通・以降は表記省力】 いじめアンケート	保小連絡会				生活チェック点検		
		縦割り班活動　・校内体育大会　・仲間づくり　・リーダー育成						
		図書ボランティア打合せ　読み聞かせ開始						
6月	いじめ対策委員会 (原則隔週木曜日) ・アンケート調査や日々の観察報告をもとに、定期的に状況把握 校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 授業研究 ・授業改善 ・学習規律 ・読書指導 研究授業 いじめアンケート	市地場産給食の日　学校畑活動				宿泊学習 ・仲間づくり ・自主的活動		
		心のあたたかい人づくり		観劇				
		情報モラル						
7月	自己点検アンケート分析 ・同じ項目で　・未然防止に活かす いじめ対策委員会 (原則隔週木曜日) ・アンケート調査や日々の観察報告をもとに定期的に状況把握 教育懇談会 ・情報や意見収集 いじめアンケート	縦割り班活動なかよくなるう会　・仲間づくり　・リーダー育成				合宿通学 ・仲間づくり ・自主的活動		
		夏休みラジオ体操会　・地域とのつながり・規律正しい生活						
8月	・アンケート分析結果や児童の様子をもとに振り返り ・2 学期の対応 職員会議で確認	家庭での読書推進　親子読書等						
		・体験的な活動　・親子の絆づくり						
9月	情報発信 ・自己点検アンケート結果・取組 保護者・通信・地域 いじめ対策委員会 (原則隔週木曜日) ・アンケート調査や日々の観察報告をもとに定期的に状況把握 いじめアンケート	生活チェック点検						
		学校畑活動						
		どんぐりの森活動						

〔10～3月〕

鯖江市吉川小学校

	教員の動き等	児童の主な活動（案）					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 （原則隔週木曜日） ・アンケート調査や日々の観察報告をもとに定期的に状況把握 出前授業 ・心づくり、生命尊重の授業計画 いじめアンケート	1・2年交流活動		地場産体験 ・体験活動 ・地域産業理解	ふれあい祭 ・モノUMENT作り ・エコ活動 ・地域活動	福祉体験 ・車椅子体験 ・アイマスク体験 連合体育大会	修学旅行 ・自主的計画 ・コミュニケーション活動の工夫 ・仲間づくり
11月	いじめ対策委員会 （原則隔週木曜日） ・アンケート調査や日々の観察報告をもとに定期的に状況把握 人権教育・人権週間校内研修 ・人権に関する研修 いじめアンケート 自己点検アンケート分析 ・同じ項目で・未然防止に活かす	1・2年ふるさと学習		どんぐりの森活動			連合音楽会 ・仲間づくり ・体験学習
12月	いじめ対策委員会 （原則隔週木曜日） ・アンケート調査や日々の観察報告をもとに定期的に状況把握 教育懇談会 ・情報や意見収集 いじめアンケート ・アンケート分析結果や児童の様子をもとに振り返り・2学期の対応 職員会議で確認			自己点検アンケート 縦割り班活動会 ・仲間づくり ・リーダー育成 人権週間の取組み 委員会の取組発表 募金活動			年賀状交流 ・体験的な活動 ・一人暮らしの老人との交流
1月	いじめ対策委員会 （原則隔週木曜日） ・アンケート調査や日々の観察報告をもとに定期的に状況把握 情報発信 （自己点検アンケート結果・取組・保護者・通信・地域） いじめアンケート			生活チェック点検 地域の宝 ・地域交流 ・地域理解		5・6年ふるさと学習	
2月	いじめ対策委員会 （原則隔週木曜日） ・アンケート調査や日々の観察報告をもとに定期的に状況把握 幼保小連携 ・情報や意見収集 いじめアンケート	新1年生を迎える会 ・体験的な活動 ・新たな仲間づくり	6年生を送る会 ・感謝の心 ・次の学年の自覚				中学校体験 ・異校種生との交流 校内奉仕活動 ・学校、地域に感謝して
3月	いじめ対策委員会 （定例の報告以外に） ・年度の振り返り ・新年度に向けての計画修正 職員会議で確認 ・課題確認・計画確認 いじめアンケート 小中連携 ・情報や意見収集	※職員会議・毎週木曜日のいじめ対策委員会・職員連絡会において、児童に関する情報交換を行う。 学年の実情に合わせて、積極的に「ひまわり教室」「防犯教室」「ネットトラブル講習会」などを利用していく。					